

明石市漁港管理条例の改正について

1 改正の目的

本市が管理する林崎漁港は、春のイカナゴ漁に始まり、夏のマダコ漁やちりめん漁のほか、冬季の海苔養殖は、市内生産額の約50%を誇るなど、市内のみならず県内においても、漁業の最重要拠点の1つとなっています。一方で、多様なレジャースポーツの高まりのなか、林崎漁港内では、ゴミの不法投棄や漁具の盗難、プレジャーボートの無秩序な係留など、様々な問題が発生しています。

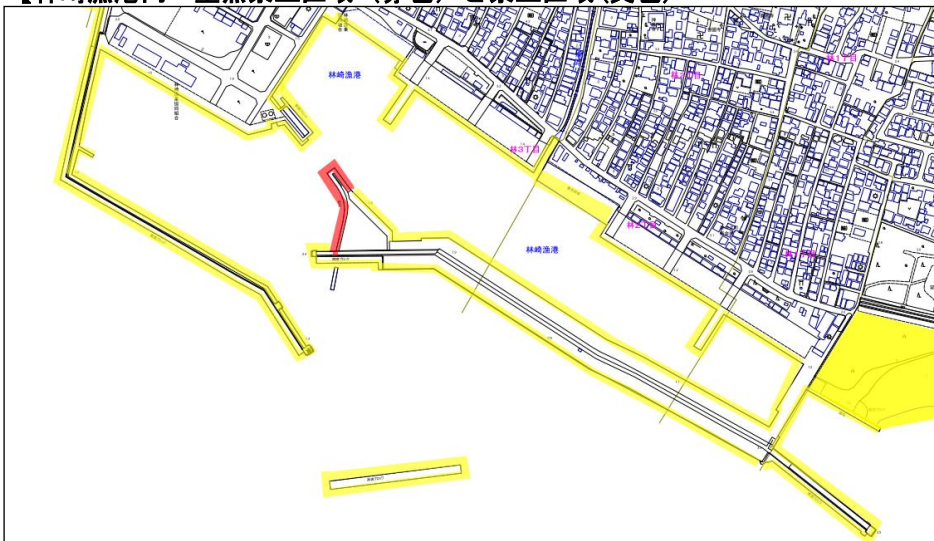
また、令和4年12月議会において、林崎漁協、自治会等で構成される「林崎漁港周辺環境改善地域協議会」から請願書が市議会に提出され、採択されたことから、諸課題の解決に向け、漁港管理条例を改正し、より適正な漁港の維持管理を行うものです。

2 改正の概要案

(1) プレジャーボートの規制

ア 重点禁止区域と禁止区域(時限的に係留を許可)を指定し係留の規制を強化

【林崎漁港内 重点禁止区域(赤色)と禁止区域(黄色)】



イ プレジャーボートの係留にかかる使用料を設定

(2) 漁港内における海水浴客の駐車料金(夏季)を規定

(3) その他漁港管理の適正化について必要な事項を規定

3 今後の予定

年 月	内 容
令和5年12月下旬	意見公募手続き(30日間)
令和6年3月	3月議会において改正条例を上程
令和6年4月1日	改正条例施行
令和7年4月1日	重点禁止区域と禁止区域の指定